

処 分 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名：古物営業法施行規則

根 拠 条 項：第19条の14第1項

処 分 の 概 要：認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し

原権者（委任先）：福岡県公安委員会

法 令 の 定 め：

古物営業法施行規則第19条の12、第19条の5第2号から第5号まで又は第7号（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

古物営業法第22条第3項、第4項（認定外国古物競りあっせん業者に対する報告徴収）

処 分 基 準：

古物営業法施行規則第19条の14第1項各号のいずれかに該当する場合は、認定の取消しを行うものとする。

ただし、次のように認定外国古物競りあっせん業者に帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除く。

- ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第19条の12において準用する第19条の5第2号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。

問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3187

備 考：